

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業 (全国907福祉事務所設置自治体で1,381機関 (令和6年4月1日時点))

国費 3 / 4

〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、支援の総合調整を担当
- 一般就労に向けた支援や職業紹介や求人開拓等、自立相談支援員による就労支援の実施
- 住まいに関する支援員も適宜配置
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

国費 3 / 4

- 希望する町村において、一次的な相談等を実施

◆都道府県による市町村支援事業

国費 1 / 2

- 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

